

さぬき市広報紙広告掲載取扱要領

(広告の規格)

第1条 広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 掲載位置 裏表紙下段
- (2) 大きさ 縦 4.5 cm × 横 9 cmのスペースを 2 枠 (同時掲載も可)
- (3) 色数 4 色刷り
- (4) 発行回数 年間 1 2 回 (毎月 2 0 日発行)

(広告の掲載期間)

第2条 広告の掲載期間は、原則として 3 か月、6 か月又は 1 2 か月を単位とする。

(広告掲載料)

第3条 広告掲載料は、1 枠当たり月額 1 0 , 0 0 0 円とする。ただし、連続して 6 か月以上掲載する場合は、6 か月を超える掲載月の金額を 1 枠当たり月額 8 , 0 0 0 円とする。

2 広告主は、前項の広告掲載料を市長の指定する期日までに一括して納付しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第4条 既納の広告掲載料は、返還しないものとする。ただし、広告主の責によらない理由により、広告掲載を取り消したときは、広告掲載料を返還するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第5条 広告の内容及びデザイン等については、原則として、申込み時に提出した広告原稿を市長が審査を行い、広告主の了承を得て掲載するものとする。

2 広告の内容及びデザイン等は、発行号ごとに変更することができる。この場合において、発行日の 2 0 日前までに広告原稿を市長に提出し、審査を受けなければならない。

(広告主の責任)

第6条 広告主は、掲載された広告の内容、デザイン等については、一切の責任を負うものとする。

(ホームページへの広告掲載)

第7条 市のホームページに掲載する広報さぬき P D F 版には、広告掲載部分を削除するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 3 月 1 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。